

## 議案第19号

### 平成20年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積   | 0.7ヘクタール  |
| (2) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 | 13.4ヘクタール |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入        |             |
|------------|-------------|
| 第1款 埋立事業収益 | 2,474,491千円 |
| 第1項 営業収益   | 178,660千円   |
| 第2項 営業外収益  | 48,808千円    |
| 第3項 特別利益   | 2,247,023千円 |
| 支 出        |             |
| 第1款 埋立事業費  | 269,951千円   |
| 第1項 営業費用   | 242,085千円   |
| 第2項 営業外費用  | 27,866千円    |

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額60,000千円は、

過年度分損益勘定留保資金60,000千円で補てんするものとする。)

支 出

第1款 資本的支出 60,000千円

第1項 他会計からの長期借入金償還金 60,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、64,234千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 18,437千円

平成20年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治